

府中市 議員からの要望・申出等の記録の公表について

伊藤久雄（NPOまちぼっと理事）

府中市は昨年4月、「府中市職員における議員からの要望・申出等に係る記録等の取扱いに関する要綱」を施行した。そして今年5月31日、制度の概要と4年度の要望・申出等を公表した。

私も「要望・申出等」の記録と公開に関心を持ってきたこともあり、府中市民として「一歩前進」と歓迎しつつ、課題も多いと考える。以下、府中市の条例等の紹介と私が考える課題である。

■ 府中市HP（2023年5月31日）

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/taisaku/yobomoshidenokohyo.html>

<制度の概要>

令和元年に本市職員が関与し、令和2年6月に逮捕・起訴された官製談合防止法違反事件において、職員に対する働き掛けを直接行った当事者が議員であった事実に基づき、議員との関わり方を見直し、透明性の向上とそのルール化を図ることとしました。

本制度は、その取組の一環として定めた「府中市職員における議員からの要望・申出等に係る記録等の取扱いに関する要綱」に基づき、議員からの要望・申出等（注記：）について、定期的にその概要を公表するものです。

注記：単なる事実又は手続の確認等の軽微なもの等を除く。

府中市職員における議員からの要望・申出等に係る記録等の取扱いに関する要綱

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/taisaku/yobomoshidenokohyo.files/youkougiinkaranoyoubou.pdf>

<不当要求について>

不当要求と認められる場合には、要望・申出等の記録の内容の確認等必要な措置を講じた上で、その内容を公表します。

<各年度の要望・申出等の公表>

■ 令和4年度 各部に対する要望・申出等件数一覧

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/taisaku/yobomoshidenokohyo.files/R4_kensuichiran.pdf

■ 令和4年度 要望・申出等の概要

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/taisaku/yobomoshidenokohyo.files/R4_gaiyou.pdf

■ 今後の課題（伊藤）

○ 「要望・申出等」の例外

条例では例外を3点例示している。このうち「日常的に受ける軽微な紹介、資料の請求等」については、「軽微」が明確に定義されておらず、「軽微」か否かの判断を職員が迷うケースがあるのではないかと懸念されている。HPの制度の概要では注記として「単なる事実又は手続の確認等の軽微なもの等を除く」としているが、この説明も分かりにくい。

条例施行後1年が経過し、すでに4年度の「要望・申出等」が公表されているので、職員アンケートなどにより、検証することが必要である。

○ 不当要求

- ・ 条例では「不当要求に係るものについては、速やかに総務管理部法制文書課コンプライアンス等推進担当主幹及び総務管理部人事・法制担当参事の順に経過して市長に報告するものとする」と規定されている。
- ・ また市のHPでは「不当要求について」の項目がつけられ、「その内容を公表する」としている。ただし4年度の「不当要求」の公表はない（「不当要求」はなかったと推測される）。
- ・ 課題は「不当要求」の定義が条例等においてなされていないことである。「不当要求」か否か、の判断を誰がするのか、その判断が正しいのかどうかなどの課題がある。

○ 情報開示

条例では、職員作成の「対応記録票」は公文書として開示請求の対象となるとしている。「対応記録票」には議員名も記録されているはずであるが、不当要求の公表も含めて、議員名の公表も求められる（開示請求すればわかることであるが）。

○ 議員以外からの要望・申出等

条例等から明らかなように、府中市の条例等は「議員に限定」されている。しかし要望・申出等は議員だけでなく事業者等からもあるはずである。また議員も府中市議会議員だけではないかと思われる（明確な定義がないが、都議会議員や国会議員も想定すべきである）。要望・申出等の対象を拡大すべきである。